

「設計業務共通仕様書（農業農村整備事業）」新旧対照表

改 定 （新）	現 行 （旧）
<p>表紙 （略） 目次 （略） 第 1 章 総則 第 1-1 条～第 1-16 条 （略） 第 1-17 条 成果物の提出 1～6 （略） 7. 成果物の提出は、<u>「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、</u>事前協議により決定する。 なお、<u>「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」</u>で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。 8. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により<u>「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」</u>に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>表紙 （略） 目次 （略） 第 1 章 総則 第 1-1 条～第 1-16 条 （略） 第 1-17 条 成果物の提出 1～6 （略） 7. 成果物の提出は、<u>「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R 等）で 1 部とする他、</u>事前協議により決定する。 なお、<u>「要領」</u>で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。 8. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により<u>「要領」</u>に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</p> <p>(以下略)</p>